

後宮虎郎アジア局第二課長研修所講演速記

「日華平和条約交渉経緯」一九五二年六月二五日

服部 龍二

戦後日本は一九五一年九月八日に四八カ国とサンフランシスコ講和条約に調印し、翌年四月二八日に台湾と日華平和条約を締結した。日華平和条約は前文と一四条から成り、戦争状態の終結や台湾の賠償請求権放棄などを内容とした。当時は吉田茂内閣であり、吉田は外相を兼任していたものの、一九五二年四月一日には岡崎勝男が外相となった。

日華平和条約には議定書、交換公文、同意された議事録が付されていた。河田烈いわた全権から葉公超外交部長に宛てた交換公文では、「中華民國に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨のわれわれの間で達した了解に言及する光榮を有します」とある。

同意された議事録には、次のように記された。

中華民國代表

私は本日交換された書簡の「又は今後入る」という表現は「及

び今後入る」という意味にとることができると了解する。その通りであるか。

日本国代表

然り、その通りである。私は、この条約が中華民国政府の支配下にあるすべての領域に適用があることを確言する。

本稿で紹介する後宮虎郎うしろみやアジア局第二課長研修所講演速記「日華平和条約交渉経緯」は一九五二年六月二五日に語られたものであり、日華平和条約交渉の内実を伝えている。後宮は所管の課長として台北で交渉に当たっただけに、信憑性がある。後宮はアジア局長、駐韓国大使などを歴任するが、回想録を残していない。

北岡伸一「賠償問題の政治力学（一九四五―一九五九年）」（北岡伸一・

御厨貴編『戦争・復興・発展——昭和政治史における権力と構想』

東京大学出版会、二〇〇〇年）一八三、二二三頁のほか、井上正也

『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）四二―

六九、五五三―五五八頁が後宮講演録を情報公開請求で引き出している。非常に参考になるものの、全文の紹介はこれが初めてとなる。出典は、二〇一二年七月三十一日に外務省外交史料館で公開された「日中国交正常化」(二〇一二年七月六八)である。原文は縦書き九六頁で、タイプ打ちされている。

日本は蔣介石政権を「落日^{ちち}」と位置づけ、中華人民共和国への配慮から、中国全体の代表を意味する平和条約という名称を避けようとした。台湾の領土主権や安全保障の規定も認めてはならないと訓令された。台湾の帰属についても、発言する立場にないという解釈だった。

その傾向は西村熊雄条約局長に強かったようだが、肝心なところが黒塗りが多い。例えば、原文一七頁末からは、賠償に関する交渉経緯が一頁以上にわたって黒塗りとされている。

台湾は役務賠償を放棄する代わりに、適用範囲を大陸にも認めさせようとした。日本代表団は、「中国全体の正統政府であるということ」を国体護持的観念をもつて思いつめた心境で堅持している」と本省に伝えていた。同意された議事録に盛り込まれることになる「アンドとオアの問題」のほか、台湾側については、張群らの動きについても語られている。

講演録によると、交渉序盤の私的会談で台湾は「四大原則」として、名実ともに平和条約とすること、中国全土の正統政府としての地位、戦前の不平等条約の全面撤廃、賠償請求を掲げた。台湾は賠償請求を言い忘れ、しばらく経ってから付け足したという。台湾は大陸を含む正統政府の地位を最優先とし、賠償請求を交渉材料と位置づけた感がある。

日本はこれを見透かし、台湾の主権が大陸に及ぶことを明記しない

方針を進めた。倭島英二アジア局長は「腰を据えてやれ」と代表団に伝え、一〇条案を持ち出そうとするなど長期交渉や決裂も視野に入れていたが、終盤で吉田が急がせた。

吉田は当初、西村の限定承認論に賛意を示しながらも、最終段階では交渉を急いで台湾側に一定の理解を示した。終盤で吉田は、対米関係を重視する観点から条約締結を急がせ、バランス感覚を示したのである。その結果として、中国の扱いが将来の課題として残されることになった(『朝日新聞』二〇一二年八月一日朝刊五面、『日本経済新聞』二〇一二年八月一日朝刊九面)。

このような吉田と西村、倭島の温度差は、交渉を混乱させるものでもあった。後宮は講演の最後で、「もともと日本は外交は下手だったのですが、十年間の外交の空白によつて、外交的センス、タイミングの掴み方等についてのセンスは、現地、本省の両方とも欠けておつたと思いますし、特に電報を往復してそれによつてお互いの意図を十分伝えるというような技術的な問題についても欠けてきている点があった」と述べている。

以下では、講演録の全文を引用したい。黒塗りされているところは「二一〇字不開示」などと記した。判読不能の文字は■で示した。原文八二頁一行目「要するに」(本稿一八頁)、八二頁六行目「Countries」(二九頁)については、受けのかぎ括弧が入っていないものの、そのままとした。

極秘

日華平和条約交渉経緯

(後宮事務官研修所講演速記 昭和二十七年六月二十五日)

今度の日華交渉の発端になつたのは申すまでもなく昨年末の十二月二十四日の吉田総理からダレス氏にあてられました手紙、吉田書翰に原因がある訳であります。この吉田書翰で国民政府との間に二国間の条約を結ぶということを約束した訳であります。十二月二十四日にこの書翰が出されまして、これが日本で発表されましたのが本年一月十六日であります。その時までこれがサンフランシスコ平和条約の批准に微妙な関係を及ぼすものとして、最大の機密が保たれておつたものでありますから、最高首脳部だけが知つておつて、私達何か出たなという匂いをかいておつた程度であつて、現実に知つたのはこの手紙が新聞発表になつた日の朝だつたという情況だつたのです。

一寸この手紙が出るまでの支那側の事情と申しますか、そういうことが面白いのですが、これは向うに行つてから分つたのですが、中国側では欧米派と知日派と今でも二つの派がある訳です。所謂知日派の方は日本の懐に直接飛込んでこの条約の話をつけようというので、相当密使などもよこして日本側の意向を質しておつたのですが、どうもはつきりしないという訳であつた。一方欧米派は日本はどうせアメリカに抑えられておるし、何でもアメリカのいう通りになるのだから、アメリカを通じてやらなければならぬという考え方で、結局この知日派の言い分が負けまして、アメリカを通じての工作ということが勝

つた訳でしかもそれが実現した訳であります。吉田書翰が発表された時、蔣総統は特別に喜んで御内帑金を出して外交部に一杯飲ましたということです。とにかく吉田書翰が発表になりました、直ぐ日本から代表が行かなければならないというので、全権にもたせてやる訓令案の準備にかかつた訳です。その当初におきましては、未だ日本の方では国府と平和条約というものを結ぶというだけの腹が決つていなかったのです。ダレス氏にあてた書翰の文句を見ますと、結ぶべき条約は a bilateral treaty for restoring normal relations

こういう文句になつております。要するに正当関係を再開するための条約で、平和条約ということはいつていない、ここでほかしているとか逃げておつた訳であります。だから初めにこちらで考えた案というのは、「日本国政府と中華民国政府との正当関係の再開の為の条約」という、こういう名を考へており、だからその内容についても大体そういう考へ方であつた訳であります。ところがいよいよ全権を派遣する下交渉が東京の中国ミッシヨンを通じて行われた時、中国側はこれでは困る、われわれとしては平和条約を結ぶということを期待しているのだということにして、それで結局もう一寸名を変えまして、「戦争状態の終結及び日本政府及び中華民国政府との正当関係の再開のための条約」という腹案であつた訳です。そして平和条約という名を使うかどうかということは、向うに行つてその交渉の経緯によつて請訓をしろという、そういうことであつた、向うに行つて交渉の結果によつて決める、こういうことになつておつたのです。しかしどうも私達の感じでは、これで中国側が納得するとは思われないので、正式の訓令以外に本省としての位まで折れるというか、下るかという疑問があつたので、当時の西村条約局長のところに行つて色々質したと

ころ、いざとなれば「平和条約」ということになつてもいいが、(一一〇字不開示) 先ず名前はそういうことになつておつた。それからもつていつたこちらの腹案というのは六カ条であつたのです。六条案といつておつたのですが、この六条案の大体の考え方というのは、現に国民政府が支配している台湾、澎湖島に関係することだけを規定するという考え方で、すなわちよく新聞などに出ておつた台湾政府というか、その台湾政府を地方政権として扱つたという考え方になつておつた訳です。簡単にその内容を申しますと、第一条が戦争状態の終結、第二条が国連憲章の規定に従つてお互に協力すること、第三条が例の割譲地に関する財産請求権問題の処理、第四条が通商関係、第五条が今現に日本に入つてきています中国の航空会社のキヤットというのがあります、このキヤットの既得権益の保護、それから第六条が例の適用範囲の制限と批准条項と併せ規定するという簡単なものであつたのです。この六条案は若しこの六条案以外のことを約束する場合には事前に本省に請訓しろということでしたが、その外に、これだけは決してやつてはいかんといわれていたことは、台湾、澎湖島につき中国側は自分の領土権を主張するかも知れない、しかしそれは桑港条約の違反になるから、台湾、澎湖島の領土主権を認めることはいけないということ、もう一つはサンフランシスコ条約の第五条の最後のところろに安全保障に関する規定がありますが、こうした条項を置くことは国府と日本との間に丁度日米安全保障条約のようなものを結ぶ印象を与えて中共側を刺戟するから、これはやつてはいけない、領土に関する主権問題と、安全保障協定を匂わすようなことはいけないという、これだけがネガティブの訓令として決つておつたのです。

次に中国側の方では一体日本から派遣される全権が平和条約を結ぶ

権限をもっているかどうかということを非常に気にした訳です。日本側の新聞論調などを見てもその点がはつきりしない。折角全権がきても平和条約を結ぶ権限がなかつたというのでは何にもならない。その点をはつきりしてくれといつて、在京ミッションを通じて確めた訳です。そこでこちらの全権委任状の文句には会議に出てそこで作成された総ての文書に署名する権限を有するとあるから、若しもそれが平和条約ということになれば、それにも署名出来るから平和条約に署名する権限もあるということ、こちらは押した訳です。向うではこの点についての補充的なのはつきりした一札をくれといつて、これはアメリカを通じてもいつてきまして、何か総理のプライヴェート・レターのようなものでもいいといつてきたのですが、それは遂にやらなかつた。そして一応その点は落着いたのですが、更にこちらの全権が行く前に平和条約という名を使うのだということをはつきりしてくれということ、これをいつた訳です。これがもう二月十六日にこちらが発する最後の日迄向うはがんばつてきています。そしてそれについてこちらでは平和条約という名を使うかどうかは、向うの案の内容を見た上で決めるという立場をとつており、一方向うでは、こちらが平和条約の名を使うことを約束しないと、全権がきていいということ、いつてこないという訳で、こちらでは夕方六時半に役所を出ることになつて見送り人迄やつてくるのですが、先方からは未だOKがこない。司令部へも聞きに行つたが未だOKがこないということ、そこで向うからきてはいけないとはつきりいつてこない限り、乗り込もうという訳で飛出したということになりました。

二月十七日台北に着きまして、今度は現地に移つてからの交渉になるのですが、二月十八日に河田全権が向うの葉全権と私的に挨拶旁々

会われた時、こちらの委任状に平和条約を結ぶ権限のあることが明示されているかどうかということが問題になったのです。それについては一応こちらのさつき申しました解釈で向うも落着いたのです。ところが二月十九日に委任状を正式に呈示し合うという段階になった時、これは全然事前の打合せがなかつたのですが、向うの方でこちらの全権に平和条約を結ぶ権限があるという《一六字不開示》いい出したのです。大体外交交渉でそういう《一〇字不開示》は前に予め話があるのですが、今度は全く不意打ちされたので、我々の方としては甚だ不愉快だった訳です。この問題については事前に了解しておきながら今になって急に《九字不開示》フェア・プレーでないといつて憤慨したのですが、向うが余り心配しているので、安心させる為《六六字不開示》これで一応委任状の問題が片附きましたので、二月二十日に開会式が行われました。国府の方から国府の草案が呈示されたのですが、サンフランシスコ条約の内容の内から中華民國に全然関係のないような条項を落しました二十二ヶ条であります。サンフランシスコ条約と異なる点で注意すべき点は、前文の中では、日華間の戦争関係というのが例の満洲事変の時からであることをにおわしています。一九三一年から両国間の関係が傷けられておつたということに論及されておるということ。それから戦前の不平等条約は全部廃案するということになつております。これはサンフランシスコ条約では、戦勝国が復活を希望する条約を一方的に通告するということになつておりますが、それをやめるということ、それからもう一つは偽政権と申しますか傀儡政権の財産、即ち満洲国及び汪政権のような協力政権の日本における財産の引渡し問題をサンフランシスコ条約の十五条に引つけて要求してきているということ。こういう点が違つた点です。この開会式で

は両方の全権が開会の辞を述べた訳ですが、河田全権が述べました開会の辞というのは、我々の方の条約交渉に臨む基本方針を述べておりますので、その内容を申しますと、第一には、吉田書翰でも桑港条約の原則に従つて条約を作るといふことはいつているが、二国間の関係に鑑みて簡潔なものを作ろうということですが、その次が要するに現実の事態に即したものを作ろうということで、それというのは吉田書翰にいう適用範囲の問題で、現に履行できない単なるペーパー・セトルメントではいけない。現実の事態に適應したものにしよといふのが一つ、それから要するに双務的なもの、平等的なものを作ろう。サンフランシスコ条約は和解と信頼の講和といわれておりますが、一方的に日本が義務を負う形になつておるところが多い。しかしそれではない。双務的平等な恰好にしよといふことを開会の辞で述べられまして、これが我方の基本方針になつた訳です。開会の辞が済みまして、こちらが向うの草案を研究する為に数日間の余裕をくれるということでしたが、その間に条約の名称問題の交渉が行われておりました。これが片附くのに二月二十三日から二十九日迄一週間かかりました。向うは日本が平和条約とすることを承知しなければ、今後の交渉に入らないのですが、結局向うも少し折れまして、《三九二字不開示》とところが愈々こういう風に名が決つたので、ここでジョイント・コミュニケを出そうということになつたのですが、《四五字不開示》こちらはそのとはいけないといつて中々決らなかつた。結局それでは名々にコミュニケを出すことにしよう。そして相手方のコミュニケに対してはお互に《三三字不開示》一応落着いた訳です。こうしたことに二十九日迄かかりまして、三月一日に愈々こちらの方のさつき申したもつていつた六条草案といふものを出した訳です。二月十七日に着

いてから、本格的な交渉に入る前に既に二月の後の半月を使っている訳です。

このところで一つ中国側の立場と申しますか、感じ方というものを取り返しておく必要があるのですが、日本側としては国府が落目の立場にある際だから、どんなものでも押しつけければのむだろうというような甘い考えが当初あつたという事は否む訳にゆかないと思うのです。ところが葉全権や張群さんなどと話合つてみると、向うでも、これだけは絶対譲れないという一線があつたのです。それは国府というものは地方政権ではない、中華民國全般の正統的な政府であるという考え方です。これは国際連合においても、世界のどの国でも、中共を承認している若干の国以外は皆認めている訳です。その地位を捨てる、しかも敗戦国の日本と条約を結ぶことによつて、自分から地方政権に下るということは、国府としてはどうしても譲れないという訳です。向うが日本に就て猜疑心を懐いておつたのは、日本が国府の落目の情況に乗じて、今までの戦争責任を逃れようとするのではないかというサスペションがあつた訳です。それからもう一つは私的会談の時に出たのですが、向うの条約に関する四大原則というのがあつたのです。これが結局向うの態度を現しております。その第一番が名実ともに完全な平和条約、ピース・トリートイ、イン・ネイム・アンド・サプスタンスであるという、つまり条約の名称の問題とこの条約により日本と中国との間の戦争状態が終了するという実質の点です。もう一つは国府が中国全般の正統政府だということをはつきりさせること。次の第三が不平等条約の全面的撤廃、それから第四番目が中国民生に対する寄与、これは賠償を主にいつていたのです。これが実は向うの汪アアジア局長とこちらの中田君との間の私的会談の時に出たのです

が、向うが他の三原則を主にいつて、この四番目のことをいうのを忘れておつたのです、そして暫らく経つてから附け足したのです。このところでは我々は《四八五字不開示》結局これが実現した訳ですが、大体中国側の態度というのは、こういうところにあつた訳です。我々は、一つこのところで本省の方に対して一応従来までに分つた中国側の事情を総括的に認識させておく必要があるのではないかと考えていたのですが、その時本省の方からは早く当方の案を示して交渉を初めろといつてきておつたのです。そこで本省の方でそう急いでいると支那側の気分が違うからピントが合わなくなる懼れがある。本省にこの点を認識させる必要があるというので、電報を三月四日ですか打つた訳です。電報といいますが、今度の交渉では長文の電報が行き交ひまして、二年間分位の暗号を二カ月間に打つた訳です。終戦後今までは大体、竹細工の引合いがどうかというようなもの許りであつたのですが、今度は外務省お家流の電文が行き交ひして、口語体になつたためそう味のあるものという訳にはゆかなかつたのですが、それでも相当名文が行き交ひしております。参考までにそういう電文を引いてお話ししてゆこうと思うのですが、これは支那側の一般の空気というようなものを打つた電報です。(電文省略)、(中国側が中国全体の正統政府であるということを国体護持的觀念をもつて思いつめた心境で堅持していることを報じたもの)、こういう一般的な向うの感じ方を打つた訳です。我々はそういうことを向うの「国体護持」といつておつたのですが、これは丁度日本が降伏せんとする落日になつて最後の一线として取つたのが国体護持問題であつたのと同じく、如何に相手が落目にあつても無理には押切れない線が出てくる訳です。そういう点を本省に認識して貰おうと思つておつた訳です。ともかくこういう風に

なりまして、《三四字不開示》三月五日、六日、七日の三日間にわたって逐条的な審議に入つていつたのです。向うの二十二カ条草案を基礎にして入つていつた訳です。大体こうして話をしていく中に、どの条文に就ては向うの意図は固い、どの条文に就ては押せる余地があるという風に分つてくる訳です。特に、今後の出来上つた条約では第十一條になつておりますが、初めは向うの草案の第二十一條になつておりました連合国扱いということ―向うはサンフランシスコ会議からオミットされたのを不名誉に思つておりますので、このサンフランシスコ会議の署名国と同じ立場に立つということ、これが向うの希望であつた訳です。これが条約のキー・プロヴィジョン、鍵となる条項だといつては、これが容れられるならば外の点は相当譲歩するといふことが分つてきたのです。

それから戦犯問題などについては、向うが割に柔らかくて押せる余地があるということが分つたのもこの会議の時だつた訳です。三月七日の最後の会議の時は激論になりました、こちらでは吉田書翰のコピー迄準備して行きまして、それを向うの全権に配りました。この吉田書翰というのは、日本側もある点で満足させ、中国側も満足させるといふ風に作つてあります。こちらの議会でも問題になつておりますが、究局的には中国との全面的条約を作るが、今結ぶ条約は現実には中華民国の支配しているところ、又は今後その支配に入るべき領域を対象としたいといふと、向うはお前の方は吉田書翰の中で中共とは条約を結ばんといつてはいるではないか、それなら何故我々と全面的な条約を結ばないのかといつて来る風で、双方とも吉田書翰の自分の都合がいい部分だけをいつて来るので、吉田書翰といふ交渉のグラウン・ルールも色々の解釈が出来る訳でグラウン・ルールにならず、

激論になつてしまつて帰つてきた訳です。ところがそこへ本省から電報がきておりまして、倭島局長が明日くるということなのです。そしてその電報の枕言葉についておつた文句が―局長がくるということを知らせる文句は最後のところにあつたのですが、吉田書翰の趣旨に反しない限り、先方の申し分も十分取入れて円満妥結を圖れという電文です。こちらは今、吉田書翰のことで喧嘩して帰つてきた許りなのに、「吉田書翰の趣旨に反しない限り」では何のことか分らない、なあんだと思つた訳です。ところが後で分つたことですが「円満妥結を圖れ云々」といふ文句は総理が自ら筆を入れられたのだそうで、こちらに重点があるといふ訳です。当時サンフランシスコ条約のアメリカ議会における批准問題がデリケートな段階にあつたので、本省としては態度が軟化しておつた時期でして、これがこの電報になつて現れた訳です。「吉田書翰の趣旨に索らない限り円満妥結を圖れ」と首相がいつているのです。ところがアメリカの批准が済んでからは、こちらの株が上つているので気分が強くなつて、書翰の字句もいじつてはいかんといふところ迄固くなつたのです。アメリカのサンフランシスコ条約批准ということを中心にして、その前と後とは本省の気分が變つたということが交渉が難航することになつた一原因ではないかと思つてます。さて翌朝局長がこられた訳です。支那側の新聞もすでに局長が譲歩案をもつてきたといふことを書き立てておつたのですが、局長がもつてこられた案は、《六六字不開示》、それから最初は六条案であつたのが、局長がもつてきたのは十六条案で向う側の要求する点を相当入れており、賠償権についても原則として向うの希望を容れており、すし戦争犯罪人の問題についても、サンフランシスコ条約と同種の規定が入つております。その他日本側の戦争請求権放棄とかサンフラン

シスコ条約の規定が大分入っております。それから連合国扱いの規定も略々国府側の文言に副つた案で入つておつて、そしてこれが本省のぎりぎり譲つた案だ、これに現地の交渉経過も考慮に入れて考えてやつてくれということであつた訳です。こちらとしては、大体《二六字

に対し、日華条約よりも有利な待遇を与えた時は中国もこれに均霑する」という字句、サンフランシスコ条約の二十六条でしたか、略々あの通りになつている訳です。

不開示》戦犯問題も向うは腰が弱い、本省の十六案を全部採用することは要らないと考えて、こちらの第二次案というものを作つた訳です。この第二次案は十三条からなつております。これが結局今度出来上つた条約と実質的には殆んど同じものであつた訳です。第二次案がどういう内容であつたかという、第一条が戦争状態の終結、第二条が領土条項を別に独立して入れた訳です。これについては台湾、澎湖島以外に中国側が関心をもつておつた新南群島と西沙群島についても入れております。第三が割譲地に関する財産請求権の問題、第四条が最初の六案案の第二条に入つておりました国連憲章による協力の問題。第五条が戦前条約の廃棄。第六条が漁業協定。第七条が日本の在支特権——治外法権とか、総ての特殊の権利、利益の放棄。第八条が通商関係。第九条が航空関係について双務的に他の国に与えておる待遇を与えるという航空条項。第十条に賠償を中国側が放棄するという規定を入れ、第十一条が条約の解釈適用から生ずる紛争解決の問題。第十二条が国民、船舶、産品等に対する定義の問題。第十三条が批准条項。それからこの条約案に一つの交換公文をくつつけたのです。交換公文の一項は適用地域の制限の問題で、六案案では条約本文に入つておつたのを、向うがかねてセパレート・ペーパーにしてくれといつておつたのですが、このところで国府の希望をいれて交換公文に入れた訳です。それから中国の連合国扱いの問題、これを第二項に置いた訳です。ただそのワーディングが支那側の書き方では、日本が第三国

こちらら中国との間にサンフランシスコ条約より我に有利な条約を作ろうと思つている訳ですから、日華条約よりも有利な待遇を第三国に与えようと中国も均霑するという字句が入つていると何にもならない。だからこの条約で別に規定していない限りという縛りをつけなければならぬ訳です。それからサンフランシスコ条約ではこのところも片務的な規定になつております。しかしサンフランシスコ条約並の権利を向うがもつたら、日本の方も引揚問題とか色々権利がある。この点も認めて貰わなければならないという主張があつた訳です。そこで日華間の未決の問題は、この条約の中に規定がない限り、サンフランシスコ条約によつて規定されるといふ書き方にした訳です。十三カ条の本文にそういう交換公文を附けたものを三月十二日に提出したのです。ところが、これはまあこちらにとつては策戦の成功であつたのです。向うは未ださつきの逐条審議を三日間やつたが全部済んでいないから——事実一部分は審議未了のところがあつたのですがもうこの時までには支那側の意向は讀めていたので技術的な審議の要はなかつたのです——まさかこんなに早く日本側が根本的な新案を出すまいと思つてたところへ当方の第二次案を放り出したのです。向う側は日本側の意図を知らなかつたので慌てた訳です。しかしこれで日本側がサンフランシスコ条約の米国の批准の喰逃げをするのではない、本気で条約を結ぶ気があるのだなということが、日本の第二次案で分つたのであつてもながらも機嫌はよかつたようです。この草案を出す時、河田全権と木村さんが別室でこれを渡して説明し、我々は次の部屋で

控えておつたのですが、愈々それを渡して河田全権等が引上げて来られた時、向うの胡次長が―これが向うの実質的な立役者ですが、―機嫌のいい顔をして、今晚から急がしくなるぞといつておつたし、又翌朝全権、局長及び木村さんが向うの国民政府の王秘書長―これも向うの立役者ですが、やはり非常に御機嫌がよかつたそうです。支那語で「頭難」という言葉があつて、それは「初めは難かしいけれども後はうまくいく」という意味だそうですが、そういうことをいつていた、又、陳誠総理にも会われたが、非常にやはり御機嫌がよかつたのです。局長が張群氏に会いにいつた時も非常に喜んでいたので。とに角第二次案の提出で、交渉のイニシアティブが日本側に奪還された訳です。そして交渉の雰囲気も又非常に変わってきた訳です。ところが初めこういう風に調子がいいので喜んでおりましたところ、その中国側の態度が涉々しくなくなり、局長は帰るまでに何とかまとまつた案をもつて帰りたい積りであつたのに、中国側の態度が逆戻りしてきた訳です。というのは、先方では、もつと局長は土産物を沢山もつてきているのではないかと臆測があつた。だから日本側には未だ含み資産があるのではないかというのを待つておつた訳です。賠償問題に就ても向うは強硬で、これでは国民に顔向け出来ないといつてがんばります。適用範囲の問題も交換公文に落してやつたのに、向うは全然何にも入れないか、又はせいぜいミニッツに落してくれとか、通商に関する双務的な規定振に就ても反対だということを出すといふ訳で、一方そういう支那側の空気を入れたのか、二度目に局長がランキン米国代理大使に会つた時、彼は賠償を放棄させようとする交渉は難しいぞとか、アメリカのサンフランシスコ条約批准を延期させる仕事を匂わせてみたり、態度が段々変わつてきているのです。そこ

で局長は十八日帰国のため飛行場に行く前に張群に会つて一席ぶつてきた訳です。それは、中国側の態度はこちらの第二次案を受取つた時の非常に歩み寄りの感じから逆転してきている。日本側の案の本文の十三カ条と交換公文は流行の言葉でいえば一括提案（パッケージ・プロポーザル）で不可分のものだ。しかるに中国側は自己に有利な点だけを入れて不利な点は取らないという態度である。そして要するに連合国扱いの一本槍で、サンフランシスコ条約より緩和したものにしてやうとするなどの配慮が少しもない。こういうことでは日本から提出した第二次案を白紙に戻すといつて啖呵を切られたのです。すると張群はびつくりして、帰国してから総理に悲観的な報告をしないようにしてくれといつたそうですが、とにかくこうして局長は日本に帰つてしまつた訳です。ところがこの晩から張群の活躍が始まる訳です。今度の交渉は張群が裏舞台の活躍者で、胡次長は昔の張群の部下ですが、この張群、胡のラインで動いておつた訳です。こうして局長に啖呵を切られたので、その晩十時になつて、明日の朝あけておくから河田全権とゆつくり話をしたいといつてきまして、そして十九日の午前中張群、河田会談になつた訳です。これは今までの会談の中で最もサブスタンシヤルな会談であつたといわれていますが、要するに日本側の腹を張群さんがコンファームした訳です。この張群さんが話をする時はオフ・ハンドで―書いたものは何もたずにするのですが非常にシャープな人で、ポイントを網羅するそうです。一寸息抜きになるのですが、我々の感じた張群さんの威信というものは蒋介石に次いでナンバー・ツーで、後日河田全権等が蒋介石に会う時も立会つていて、緒方さんが蒋介石に会いに行つた時も立会つていたそうです。こちらで向うの要人をお茶の会に呼んだ時、支那側の要人が急に立上る

ので見ると、入口に張群さんが立つていた。そして張群さんが席を占めるまで他の人はいかにすすめても着席しませんでした。張群さんの威信を感じた訳ですが、張群さんは交渉の裏舞台での事実的な立役者でありました。そして午前中に張群、河田会談があつて、午後は葉全権と河田全権の会談が行われまして、この時に向うははじめて役務賠償を放棄するというのをいつた訳です。こちらは汪、中田会談の経緯もありますので、今にはき出すだろうと思つておつたのですが、この時待つていたカードが出てきた感でした。そして役務賠償は放棄するけれども、その他の点では実害のない限り支那側の意見をのんでくれ。特に適用範囲の条項は大陸の領土主権までも放棄したような感じを与えるとして、この点は《三字不開示》のような満洲出身の連中が特に喧ましい。だから適用範囲に関する条項の中には国府が大陸にも主権をもつているということを謳いたいということを主張しました。葉全権は役務賠償を放棄する代りにこれだけは入れてくれ、この自分の肺腑を貫く言葉を聞入れてくれとまで切言したので。その時向うがいつたことは、適用範囲の条項の中に All the territories under the sovereignty of the Republic of China which are now or hereafter may be under the control of its government という文言にすることによつて大陸にも主権があるということを匂わすという案であつたのです。ところがこちらは大陸にも主権があるということを示すことは、総理お声掛りのタブーになつていて、向うが肺腑を貫く案だというのに対し、木村さんは手にも取らず、そのまま帰つてきたという一幕があつた訳です。とにかく十九日の会談で向うの腹が決つて、正式の書きものにして中国側の第二次提案として向うが出したのが、三月二十一日でサンフランシスコ平和条約がア

メリカで批准された日です。向うとしても非常な決心であつた訳で、これを渡す時に、これは外交部限りの案だ、邪魔が入らないように早く決めなければならぬから、早急に日本側の意見を聞かしてくれ、日本側に実害がない限り、中国側の面子に關係するような条項というのは日本側で落してくれ、そして外交部が困難に遭遇している点を救つてくれという提言があつた訳です。この案は内容体裁共に今度の出来上つたものに非常に似ているので、よくここまでこちらの案に歩みよつてきたものだということを感じた訳です。ただなお問題がありましたので、例えば賠償に就ては、向うは役務賠償を放棄することはいつていますが、そのワーディングの使い方がサンフランシスコ条約の十四条をひつぱつてきています。向うは連合国扱いということに重点を置きますから、一旦自分の方に賠償の権利を取つたものを、改めて放棄するという考え方があります。それだけにサンフランシスコ条約十四条の規定をそのまま踏襲する結果になります。それから協力政権、傀儡政権の財産問題、これは本文から落したけれども、議定書の中に入れてきた訳です。それから連合国の地位に関する規定、これは大分こちらの意見を容れてきましたけれども、未だ規定の仕方が片務的でして自分だけがサンフランシスコ条約の権利を得るのだという書き方になつていて、日本の方の引上げ問題など色々問題を起すだろうから、これでは困る訳です。それから例の適用範囲に關連して大陸に対する主権の点が残つておつた訳です。これらの点について歩みよる可能性を探究するため、さらに四、五日話を続けた訳です。しかし大体向うの第二次案は最後の案に出してきていますので、ある点では歩みよつた点もありますけれども歩み寄らない点もある、それで今後は同じことを主張するにも、日本側は本省に請訓して本省から

も現地全権の意見をサポートしているところを見せて、そこに本国政府の後光をつけなければ話がデヴィエロブしてゆかないという訳で、三月二十一日に向うの第二次提案を受取つてから二十五日まで、向うと技術的な問題に就て話し合いました結果を本省に請訓した訳です。この頃になりますと支那側でも条約を成立させようという気分が出て参りまして、支那側の新聞に対しても「向うは独裁的の国ですから、輿論指導が十分に出来る訳です。——条約の内容は簡素とは雖も、サンフランシスコ条約の規定に反するものではないとか、又米国もサンフランシスコ条約を批准した以上一刻も早く締結しなければならぬ」というようなことを新聞が書くようになったのです。又偶々その時総理が日本の国会の予算委員会で台湾を地方政権と言われたというので、向うは非常に憤慨したのですが、それを支那側の新聞に出すのを禁じております。それまでは大見出しで「又々狂論を発す」というような調子で書いたものですが、この時は出させなかつた。向うも真面目に本腰を入れている訳です。

さて二十五日に請訓した時のこちら側の気持はさつきいきましたように、こちらで突つばつている事項に就ては、本省の裁可を得てもう一度突つばろう。しかし賠償問題などに就ては、向うがまけてくれたのだから文句の点に就ては余り■ましいことをいわないでおこうではないか、われわれ話しながらよく笑つたのですが、借金をまけさせておきながら、まけて貰うときの文句が気に入らないといつてけちをつけるようなやり方はやめようという気分であつた訳です。ですから大陸の主権問題などについては、あくまで頑ばる、それから連合国扱いを双務的にするというような点は頑ばるけれども、それ以外の点は折れてやつて、向うが歩みよつてきていますから、その誠意を汲みとつ

てやろうではないか、ここらのところで急速に固めてしまおうというのが大体こちらの考え方であつた訳です。その時の三月二十五日の時の請訓の電報はこういうものです。「国府側の誠意、ちゆう、情まことに掬すべきものあり」との文言が含まれています。(電文省略)全権としては技術的な問題は残して、このところで手を打ちたいという気分が強かつた訳です。ですから賠償のところを就ても、中国側に対しては、こんな文句では駄目だと押し置いて置いたのですが、——全権団としては交渉上フリー・ハンドの余地を広くとつておくのが楽な訳で、——一方本省に対してはこちらが折れるようにいつてやつた訳です。

この時の請訓は要するに賠償条項については先方のいう通りにして目を瞑つてやれといつておられる訳です。こうして、これに対する訓令が何といつてくるかと思つてまつておつたところ、三月二十七日の午後から一段と長い電報が入つてきたのです。これが本省からきた電報の中で一番長いものであつた訳です。ところが午前中新聞の特派員が本社から内地の動きを打つてくる情報を伝えるのですがそれを聞いていて、われわれは本省は固いといつて心配しておつた訳です。さてその時きました訓令は大体全般的にいいますと、三月十二日出したこちらの第二次案を固執する訳です。だからこちらから第二次案が出て、次に向うからも第二次案が出ておりますが、本省は三月十二日の第二次案は理想案だから、これを固守せよというゆき方であつたのです。

適用範囲の問題についてもその通りであるし、賠償問題についてはこちらからの電報にもかかわらず、ああいふ書き方ではいけないというのです。これは一つはその時の総理の気持もあつたのでせうが、イギリスが中共を承認しているので、イギリスに対する顧慮が本省では

強くて、このときの電報でも英国との関係も考え、大陸諸国に關係する事項を取扱うに當つては慎重を斯^マせられたいという文句があつたのです、引揚問題の如きも国府側は独立条項として入れてもいいといつてゐるのですが、それを本省はかかる日本側に有利な件でも大陸にふれるものは入れる必要はない、大陸關係を表面に出すのはいけないという案であつた訳です。又通商關係についてもいたづらに細かいことが並んだ訓令であつて、こちらではこの辺で手を打とうといつてゐるのに対して、本省の案は交渉のテンポに対する感がワン・ラウンドだけ現地と合つていなかつた。本省はもうワン・ラウンド交渉をやれという氣持で現地との間に交渉の進め方の歩調の問題に対する考え方が合つていなかつたのではないかと思つたのです。大体外交交渉は大詰めになれば、重要なことだけをいつてきて、後は現地に委してしまふといふことになる訳ですが、今度は大きいことも細かい点も一諸に、非常に、非常に何といひますか總括的な訓令がきてその間事項別に押す程度のニューアンスの差がついてないのでこれから又改めて本格的な交渉を進めなければならぬという情況になつてきた訳です。ともかく訓令がきた以上執行しなくてはならぬので、これを書いたものにしたしまして、三月二十八日に中国側に渡しました。これに対しては中国側が満足しないだらうと思つていましたが、予想以上に反響が悪かつた訳です。葉全權自身はわれわれの觀測しておつた通り、日本側の案は全然日本側の三月十二日の第二次提案に逆行したものである。中国側が讓歩している点を認識してゐない。こういうことでは賠償放棄も棚上げになってしまう外ない大体日本はサンフランシスコ条約がアメリカで批准されたので氣が強くなつてこんな態度に出たのだらう。これでは自分としては交渉を投出さなければならぬという悲觀的な發

言があつた訳です。一方この時張群に日本の新聞記者が会いにいつてゐるのですが、その時彼は自分は対日關係をうまくゆかせたいと思つて、これを一生の念願としてやつてきてゐるのだが、日本がこういう態度では、自分は対日關係から手を引くということ迄いつたのです。翌日河田全權が張群氏に会われた時にも、張群氏は、交渉が逆転してしまつたということを非常に歎じまして、特に中国側の賠償放棄という点については、国内的にも反対が多かつたのを、蔣總統の鶴の一声で決めた、それを日本側は考えないといつて、——張群さんは普斷^マは日本語で正確にゆつくり話すのですが、重要な事柄になると支那語を使われる、そして中田君が通訳するのです。支那語で「不看不起」という言葉があるそうです「でたらめ」という意味の言葉だそうです、非常に激して日本の態度は「不看不起」だといつたそうです。中国側の新聞も日本側の態度をけしからんけしからんと書きたてた。これは一つは外交部の宣伝があつた訳で、われわれはかねて支那側に対しては、これまでの話は現地限りだぞ、なお又現地でもこれだけの点が未決で残つてゐるぞ、そして本省からは今後さらに新しいことをいつてくるかも知れないぞと念を押してあるのですが、支那側もそれを知りながら、外交部としてここまで纏めたのかかわらずそれを東京政府が勝手に破つたということにしないとメンツが立たない、その線で新聞を指導してゐるものですから、——事實は決してそうではないのですが、——支那側の新聞は憤慨してそういう風に書く訳です。一方日本からきている新聞記者も、支那側のそういう論調を反映して東京に打電するものですから日本側の新聞も本省側の態度を敲く、これが本省を刺戟して全權団がお叱りを蒙るといふことになつた訳です。どうも現地にきてゐる新聞記者が本社から貰つてゐる連絡電を聞いてみると、本省

ではサンフランシスコ条約の発効を待っているのだとか、国会が幕切近くなる迄調印を延ばす腹だとかいうこと許りいので、こちらは不安であつた訳です。支那側でもこれ以上譲らんといいゼスチャーを示しておつたのですが、結局四月二日になりました、向うはその考え方をメモランダムにして渡してきたのですが、それは従来の立場を固守しておりまして日本側の本省訓令による案への歩みよりは全然なかつた訳です。本省でも腰を据えたときみえまして、毎日のように東京と国際電話で話しておつたのですが、局長から腰を据えてやれといつてきているのです。それでこちら益々長期戦の腹を固めて、今後の打開策を考えておつたところ、東京における空気が急に変わってきて総理から何を何時までもぐずぐずしているか早くやれといのお声掛りがあつた訳です。こちらとしては腰を据えてやれといわれたので、全権同士の話し合いはせずに、木村主席随員と胡次長と話し合いをして、先づ連合国の地位に関する規定は日本も、桑港条約の利益を受け得るよう双務的にするということ、それから賠償については既に中国が連合国の地位を受ける旨の規定がある以上、賠償の権利はこれにより支那側と与えられることになるから、それからサンフランシスコ条約十四条の権利を中国側が放棄するという形にすればよいということで木村さんが胡次長を説得してデッド・ロックを打開するという趣向はついて来たのです。ところがその日の夕方になつて、さつきいつた本省の空気が急転換で、これは後から聞いたのですが、第二回目に局長が台北にこられるという電話の連絡があつたのです。この時、この前の時も局長がこられた時妥協案をもつてくるというので、中国側が却つて硬化して、さつきいつたように局長が帰られるまで歩みよをしないで、向うに一週間遊ばれたことがあるので、今折角デッド・ロックがほぐれ

かけている時に、又妥協案をもつてきたのでは、支那側が却つて硬化する恐れがあるというので来られない方がいいという風に現地では考えた訳で、その旨木村さんから電話で話し、又全権からも局長の来台は自重されたき旨の電報を打つたわけです。ところがその晩、十カ条案の新訓令が到達したのです。これは後で言うように大陸関係事項を全部落し実質的に国府を地方政権にした案で、したがつて適用範囲の制限も不要になつたので含まれていませんでした。三月二十八日の案についても、支那側としては日本側の歩みよが足りないといつて憤慨しているのですから、台湾の国民政府を地方政権扱いしたようになつては、条約は出来つこないという気がしたのです。この日は非常に印象的な晩だつたのでして、こんな電報がくるとは思わなかつたので、町に出て夜十二時頃事務所に帰つてみると、本省から長い電報が入りかけたというのです。電信室に行つてみると、機械暗号ですから電報を打つていると出てくるのです。松沢電信官が機械を打つていると吉田君という官補の人が解讀されて来る文章を読んでくれる。一条、二条、三条残存、ところが四条削除ときたのです。これは戦前の条約廃棄の問題です。それから五条削除、これは在支特権の放棄問題です。これはとてもいかん、さては本省は交渉を破る腹を決めたなと思つていると、つづいて六条削除と出てくるのです。又、十二条というのは連合国扱いの問題で国府側のキー・プロヴィジョンですが、これが又削除ときた。結局十カ条となつたのです。あの時台北は既に暑い時でして、暗号を使うのですから閉め切つてやる松沢電信官と吉田君が汗を滴らせながら暗号と取組んでた姿が今だに目に浮かびます。

ともかくこれをもちまして直ぐ宿舎に帰つた、午前一時で全権は寝ておられたのですが、起して全権に見せた訳です。全権もこんな情勢

の大転換があるなら、局長がこられるのも尤もだといわれてとに角明日迄待とうということになつたのです。この十条案に対する我々の唯一の頼みは、従来の交渉を継続し、その模様によつて貴方の裁量によつて十条案を出せということになつてゐるその点にあつたのです。従来の交渉を打切れということはいつてきてゐない。一応交渉を継続せよといつたので、これにひつかけて今迄の交渉を続けさせて貰おうといふ気持ちでおつた訳です。宿舎に帰つて、木村さんもこの晩は眠れなかつたといつておられたのですが、私も現地での従来の経緯を見てみると、これで条約が出来るとは思われぬ。十条案は本省が交渉を敲き潰^マす為の道具として使う為の道具としか思われぬ。

丁度この前後アメリカの海軍長官のキンボールが台湾を廻つて日本にきて、その時アメリカはあく迄台湾を擁護する、そして国府の、大陸反攻を援助すると言ふようなことをいつたのですが、その時國務長官がそれを否認するやうなことをいつております。又朝鮮の休戦が一、二週間の間に出来るやうな情報をいつた時です。それからドイツの統一に関するソ連の提案があつて、英米で真面目にそれを取上げるやうなニューズがその前の日に出ております。そこで、きつとこつたやうな国際情勢の急転によつて、台湾の地位もどうなるか分らないといふ訳だろう。田舎にいと、世界情勢の全般など分りません、悪いこと許り繋ぎ合して考える訳で、本省としては日華交渉を、世界情勢の大転換の情勢に応じて打切る腹を決めたに相違ない、こつたやうな世界情勢の大転換があるといふことなら、こつたやうになるのも止むをえない。ただどうせこの交渉を破るのだつたら、明かに向うがのめなやうな案を出すといふやうな見えすいた小策を弄せず、総理から総統に訳を話して、—これは丁度終戦時パー・モウとか陳公博

のやうな協力政権の主に対しては日本から事情已むなきをこつた鄭重な電報を打つておりますが、それと同じで退却するなら、国際情勢がこつたやうなつた為遺憾ながら交渉を打切るといふ事情を明かにすべきだ。この点も一つ局長がこられたら話をしようと思つたのです。それで翌日飛行場へ局長を迎えに行く時、木村さんと車の中でもう我々は組に上つた鯉のやうなものだから、潔く上旨を受けようと話し合つた訳です。ところが局長に会つてみると、そんな国際情勢の転換も何もない、総理が何時迄もぐずぐずしてゐるか、簡単なものにして早く纏めよといふことでも出てきたといふのです。こちらは拍子抜けがしたので、何れにしてもこれから又六条案に逆戻りするやうな案では、交渉は全然成立の可能性はないから、自分を交^マ撤して貰いたいと河田全権はいわれたのです。その晩対策を協議しまして本省の訓令にある「一応従来の交渉を継続し云々」ということに取継りまして、本省の局長の現地出張を利用して全権団の考えを本省局長にのみ込んでもらい全権団と一体になつて本省に當つて貰う、第一次請訓の時にこちらが強い請訓を打つてゐるのに本省で考慮して貰えなかつた事情もあり、電報では駄目だから今度は局長に局長と合作の現地の案をもつて帰つて貰つて請訓に代えようといふことにして最後の十日間の交渉に四月八日から入つた訳です。

四月五日に倭島局長がこられ、七日まで対策を協議しました。さつき申しましたやうに、従来の交渉の方針を継いでゆくといふラインで作りました新提案を四月八日の日に国府側に提示したのです。こちら側からの見るところによればこちらは大した譲歩はしてゐないのですし、果してこれでもまくゆくか、向うの反響はどうかといふことを心配しておつたのですが、それで出し方にも手心を加え、メージャー・

ポイント、マイナー・ポイント、テクニカル・ポイントに分けて大きな問題に入れたのは例の連合国扱いの問題、それから賠償に関する規定だつたと思います。次にずっとその後まで祟りました協力政権の財産の問題、在支外交機関の問題、適用地域の問題こういうものは小問題というカテゴリーの中に態と入れまして、それから技術的な問題には通商条項の細かいこと、これは本当の技術的なことであつた訳です。この時支那側の新聞は、局長が譲歩した案をもつてきたということを書きたてておりました。しかし実情は十条案といつてきつ案がきていたのですが、それは未だ支那側に通じていない、十条案を匂わすことは別として今度の新提案を是非のんで貫わなければならぬ、日本の態度は腰が強い、新聞に伝えられているように無制限に下るといふようなものではないということ的印象させる必要があるということ考えた訳でして、全権はああいう穏しい人柄ですから、書いたものは強い文章で書いておいたのですけれども、割合柔かくいわれた。それで通訳の中田事務官がそこをトーン・アップして通訳したというよなエピソードがあります。四月八日に向うの葉全権にそれを渡しまして、向うは研究を約したのですが、その間側面工作として、翌日四月九日には全権が張群氏に会つておられます。又十日には局長が張群氏に会つておられます。その反響を聞いてみると、張群さんは全権に對しても局長に對しても、調印後批准までに日本ではどういふ国内手続きが要るかというような話許りしておつて、調印まで向うはもつてゆく腹ではないかというような感じを得たのです。又全権から張群氏に對して、この案で駄目なら自分は職を賭する、と、これは十二日になつていわれたのですが、その時張群はそういう必要はなからうと答えているのです。この外にも色々側面から下のデレグイトでつづいて

みたのですが、初めの印象としては向うの態度は柔かいのです。しかし中々正式の返事をよこさない、そして段々形勢が悪くなつてきまして、四月十一日頃になると、新聞記者などを通じて入つてくる情報では、向うは賠償問題を蒸し返すというような情報があつて、今まで正式のオフィシャルのルートで聞いている反響とは違うこと許りなので、そして向うは引つぱりまして、四月十一日になつて漸やく回答を出すといふことをいつてきました。十二日の会議は午後三時半から翌午前一時半まで、間に二時間許り部内の打合せや夜食のために時間を割きましたが、ぶつ続けの会議が行われたのです。この午後三時半からの会談が行われる時は正に天王山で、この交渉の成否が分れる訳ですが、全権団としては非常に緊張して、木村主席随員が会議に出る前に何回も便所に行きたくなつて困つたといふ緊張した雰囲気だつた訳です。そして会談自体が案に相違して固い雰囲気のもので、両方いうことをいい盡してしまつて、十分間位黙つてしまつて又十分間位やるという風に、そういう無言劇を挟みながら進行したのです。特に新聞記者の情報によりますと、『三七九字不開示』又適用範囲の問題で問題になつた例のアンドを使うかオアを使うかということに就き、向うはアンドを使えといふ問題を出した、翌四月十三日、この日は又午後一時から六時までと、それから八時から晩の十二時位までぶつ続けにやつたのです。その時局長は、支那側は固い、こちらは例の十条案を持出そうといふことを主張され出したのです。十条案を持出すと総てが御破産になるのが分つていますから、それだけはもう少しまつて下さい、向うが葉全権のレベルで賠償の問題をいつているなら張群のところに行こう、だから十条案を今出すのはまつて下さいといつて全権団では抑えていた訳です。ところがこの日の午後の会議で、この

賠償の問題に就きまして、張群のところに行くまでもなく、向うの方はこちらが前夜考えておいた妥協案に折れてきた訳です。それはどういう妥協案かという点、これが今度のアグリッド・ミニッツの中にありますが、議定書の中の賠償条項はいじらないけれども解釈に就てミニッツを残す、役務賠償以外は賠償はないということを知りて残すということに向うが同意した訳です。これが午後の会議の一つの収穫だった訳で、局長も賠償関係をやつていられる関係上、これに重要性を置いていたし、支那側は突っぱつておるし、これでは又十條案になるのではないかと心配しておつたのですから、この妥協案が出来たということ、私と木村さんはこれでこの交渉は出来たのではないかと思つた訳です。アンドとオアーの問題は、全權団としては譲つてもいいのではないかという気があつたのですが、総理の意向としては吉田書翰に重点を置いてゐる、しかも総理はああいう方ですから、文章が一寸違つてもいけないといわれて、それが為条約全体の承認が得られないというようなことになつたら、それこそ蟻の穴から千里の堤が壊れるようなもので、これさえこちらの主張を通せば、全般に就てオアー・ケーが総理から得られるのではないかと考えたので、これは絶対譲らないでゆこう、張群にもこの事情を話してのんで貰おうという話が出た訳です。この時に木村さんが、私は非常に感心したのですが、アンドとオアーの問題で、総理が承知しないからのものでくれというものは総理の徳を傷つける。中華民國と今度の条約を結ぶまでには色々経緯があつて、この条約締結に反対もあるが、結ぶと決めた以上このアンドとオアーの問題はこちらから譲ると申し出てやつてもいい位の問題だ。それを総理が固いからといって、それを理由にして支那側に押しつけるのは総理の徳を傷つけるから、やらん方がいいという木村

さんの意見で、張群のところにもつてゆくことは止めました。しかし結局アンド、オアーの問題は譲らないということになりました。それから汪政権など協力政権の財産の問題、これは国府は最初条約本文に載せその後議定書に置いたのですが、向うはそれをノートに書いてくれと折れてきた訳です。段々とエーリア・オブ・ヂスアグリーメントは狭まつているが、快調の談判が運ぶという訳にはゆかなかつたのです。四月十四日になつて側面工作として、河田全權と張群が会われまして、この時アンド・オアーの問題は河田全權としては断念^マめ切れずに国府側で折れてくれと切り出したのですが、張群は絶対この点は折れないのです。この問題を何故向うが固執するかということは、この前にいつたかも知れませんが、現在台湾にある国府が若し将来大陸反攻に成功して大陸に移つた後も相変らず台湾に就て今度の条約が適用されるのだ、相変らず台湾が国府の管轄のもとにあるということをはつきりしないと、そこに又、日本が乗り込んでくるかも知れないという猜疑心が強い訳です。要するにオアーという風に二者択一の恰好になつていると対立の関係になる、アンドにして置くと、条約適用範囲がはつきりする。台湾を返還するという事は、カイロ会谈で決議されたのですが、その時は蔣介石自ら出席しておりますので、この問題に就ては総理自体が非常に固い、だからアンドにしてくれということです。こちらは総理が固いからといって、向うは総理の意向が固いといつてどちらも譲らず、このアンド、オアーの問題で行詰つたのです。こちらは妥協案として、例の賠償のところを味を占めました解釈のアグリッド・ミニッツでゆこうオアーにして置いてアンドにも取り得るといふ解釈にしよう、それをミニッツに残そうということにしたのです。結局これが後日アグリッド・ミニッツになつたのですが、これを向うが

中々折れなかつた訳です。それから《四七七字不開示》それでこの晩の部内での打合せ会では局長の今次の訪台以来最も議論が白熱し、交渉をどうするか、こういう情況の儘で持つて帰つては局長としては本省を押す自信がない、責任が取れないということをいわれる訳です。

《二四四字不開示》とで或る程度支那側を満足させる可能性がある。だからこれならどうかと局長に尋ねると、これならのめるといふ訳で、日華両者の間に合意が出来た時に返還するという風にして交換公文に載せようと、こういうことに部内で一応決めた訳です。ところが翌日局長は東京に帰る予定になつていたのですが、局長の腹も我々全権団の腹もそうなつたのですが、ともかく局長がおられる間に全部纏まつたものにして、局長が帰つてからこれで全部纏まつたのだから不満はあろうがのんで下さいといつて上に押しつけよう、しかし妥協出来ない点を残すと、それならこの点はこうしようということになつて、それからして又全般が動くことになる。

だから全部局長のおられる間に妥結するという恰好のものにしたというのが対本省策戦だつた訳です。それで局長の飛行機が朝の十一時に出るので、飛行場に駆けつけてもいいから、それまでに妥結が出来たといふことをいえるようにしようといふので、朝から先方とアポイントメントを取りまして、協力政権の財産の問題について交渉したのです。《一一七五字不開示》

《三七六字不開示》四月十五日に局長が帰られた時にもかく現地が出来ておつたものは条約の本文と議定書で、その他については大体は出来上つていたのですが、はつきり出来ていなかったのは、協力政権の財産問題、それから適用範囲のАндとオアーの問題が残つておつたのです。結局翌日になりまして、結局協力政権の財産というもの

について、《五八字不開示》トランスファーという字にする、そしてその形式はミニッツに落す、その代り協力政権については、満洲事変以後成立したというような文言をいれたいといふ先方の希望を入れてやる、ということにして妥協ができましたので東京に電報しました。さて局長は帰つて直ぐ東京では会議が始まつているので、われわれは東京からどういふことをいつてくるかと思つて緊張しておつたので

す。ところが四月十六日午後になつて局長から電話があつて、本省での審議は難航を極めており、特にミニッツの内容が問題だということ、それで条約と議定書はどうやら通つたらしいという判断をしたのです。それから協力政権の財産の問題と、賠償の解釈の問題、それからАндとオアーの解釈の問題、こういう問題がある訳です。それで現地では局長が案をもつて帰られた時の本省の空気が気掛りだといふのでそこで是非その時の案をのんでくれといふことを本省にいつてやつた方がいいだろうといふので、全権が自分で吉田総理に電報を打つといわれたのです。全権は漢学の素養が深いものですから、漢文調の名文の電報が出た訳です。我々はこれを前出師表と呼んでいました。(電文略) 翌日になつて本省の訓令がきたのです。ところが本省の訓令というのが非常に固かつた訳で、例のАндとオアーの問題につきましては勿論吉田書翰通りオアーを固執しろ、特に解釈のミニッツについて、局長がおられた時の案では、向うが「オアーをАндに解釈し得るか」というに對して「そうだ、その通り」

“Yes, it is.”と肯定することになつておつたのが、本省の訓令では、向うに適当に希望の発言をいわせてこれを当方は“take note”「了承する」ということにするといふ風に値切つてきている訳です。

《一五三三三字不開示》

これでは又何をかいわんやで、たゞ全権団としては、本省が訓令執行の反響を知らせろといつてこれに望みを撃いだのです。というのは、こんな場合にその反響を報告するのは当り前で、それを態々反響を知らせろということをいつているのです。こちらとしては本省の空気がはつきり分らないままに色々に想像して、事務当局はそうでもないが、最高首脳部が固くて請訓をのめないのだから、だから現地が一応訓令を執行して、若し支那側の反響が悪かつたら考えるという含みを残しておいてくれたのではないかという風に考えて、反響を知らせろというのに一縷の望みを託した訳です。

この頃になると新聞特派員に対する東京からの連絡電などによつてみますと、全権団の東京における株が下つているということが伝えられ、全権団はその権限を剝奪されてしまった、だから全権としての交渉能力がないということを東京で総理がいつたというようなことを伝え、支那側の新聞にもそういうことが出る、又、一方本省では日本全権団は中国全権団になつた、要するに支那側のいい分許り伝えるといつていふというような情報が入つてくる訳で、こういう情報自体が正確であつたかどうかは別として、本省が全権団をどう見ているかという雰囲気はこれで大体分る訳で全権団としても苦しい立場になつたのです。とにかく訓令を執行することになりまして、翌日四月十九日本省の訓令通り伝えた訳です。《二三二字不開示》一方支那側の情報を集めてみますと、この訓令執行で両方の雰囲気は冷却したので、交渉に対する熱意というものが支那側は減つた訳です。こちらに連絡のある国府の上席部に連る筋があつたのですが、それによりますと蔣總統もこの交渉は出来てもいい、出来なくてもいいと言うに至つていふということでありました。

それから張群は単独会見をした日本の記者に対し、日本は交渉を破る為の口実として今度の提案をしてきたものであるといつておるのです。要するに平和条約の批准はすんだ、国民政府と何も条約を結ぶ必要はないから、ここでこれを破りたい、その口実として態と支那側がのめないような案をもつてきたのだということを張群はいつた訳です。支那の新聞はじやんじやん書立てる、面白い例を申しますと、河田全権は日米交渉の際の来栖ミッシェンと同じだ、あの時も、来栖大使がアメリカに行つたのは交渉を破るためであつた、—それは嘘ですが—要するに今度もサンフランシスコ条約の批准を得る為の謀略にきていたのだと書いてあります。又ある新聞は皮肉にも、「吉田総理に感謝する」という題名で書いておまして、要するに今度の回答によつて、日本はやはり昔の日本と同じで共にことをすべきでないということが分つた、そのことを早目に吉田総理に教えて貰つた点で感謝するといつた訳です。我々としては従来現地の空気を忠実に東京に伝達するといふことに就ては、前から本省特に最高首脳部の方では、我々が相手のいつていること許り伝えるといふような気分があることも知つておりましたし、余り支那側の空気をその儘伝えると、支那側は生意気だ、そんな交渉はやめてしまえといふような逆効果を来す恐れがあつたので、現地の悪い空気を伝えることは控え目にしておつたのですが、今後は反響を知らせろといふことをいつてきていふし、洗ひざらい新聞論調を含め現地の空気を報告した訳です。ところが四月二十二日深更になつて第二の新しい訓令がやつてきた訳で、これはぐつと大幅に譲歩してきたのです。その訓令は、支那側が我方の前の訓令案をのまなかつたのは遺憾だといふ文句で始まつており、—全権団から見ておればのめないのは当り前で、それを遺憾に感じているのが

おかしいと思つたのですが、要するに、アンドとオアーの問題に就ては、アグリード・ミニッツの原にあつたような恰好で「Yes, it is」を受けて、そして「要するに現実に国府の支配が及んでいるところには条約の適用があると答えるラインに折れたのです。それから在支外交機関の問題に就ては全面的に折れてきて、先方の陳述に対し「Yes, it is」を受けることにしてきたのです。それから協力政権の財産に就ては、「Upon agreement between two Countries 即ち「同意された時」という文句は入らなければいけないということ、それから譲渡し得るトランスファラブル「この字句に注意」と注釈してある。を使わなくてはならぬこと。さきのアポン・アグリーメントには、「この字句主要」と注釈してあり、特にこのアポン・アグリーメントの点が強いのだなということが分つたのです。そしてこれを最後案として提出せよということであつた。そこで最後通牒的態度にならざるを得ない訳であつたのです。四月二十三日にこの訓令を執行したのですが、中々先方は簡単に折れてこない、そして翌二十四日になつて向うで代案を出してきたのです。その代案というのは、公平に見れば向うが決して無理一本槍の代案ではなかつたので、例えば協力政権の財産に就ては、同意された時という字句をのんでおります。しかしトランスファアでなければならぬ、「譲渡される」というのでなければいけないというのでありまして、だからこれは半分こちらの案をのんでいる訳です。それからアンドとオアーの問題は大した問題でなかつた訳です。ところが我々としては、一応向うの代案というのはそうアンリズナブルのものではないということが分るのですが、最後案として提出せよということ、今後も交渉をするということでは本省の訓令と違う訳です。《一二二字不開示》こちらは、もうそんな段階ではない、本省と

しては最後のいんでくれといつていっているのだからといつて押しつけたのですが、一方側面工作として、河田全権が張群に会つた訳で、その時張群は、こういう一字一句も修正を許さない外交というものは、昔の日本軍閥の対支外交と同じだ、これでは決裂も仕方がないかなあ、ということをつたつたのです。張群は日本側と話す時は日本語で話しますが、この時はラプチャーという英語を使つたのです。国府が折れるのも仕方がないかなあ、といつていのかと当初思つたら、ラプチャーも仕方がないかなあ、ということをつけ足した訳です。向うの空気が冷却して、七つの膝を八つに折つてまで交渉を纏めなくてもいいという気分が支那側に出かかつた訳です。《一二二字不開示》
 こういう風実際にこの時未だ問題の残つていっているのは、トランスファとトランスファラブルの問題だけの差になつてきているのです。ラプチャーと張群がいつたのはおかしいと思つたのですが、ともかく向うの空気が冷却しているのです。
 全権団の中にもと官房副長官をしておつた井上さんが顧問格でついてきておつたのですが、河田全権は自身一時帰京するか、又はこの人を帰して本省を説くということも考え出したのです。「しかし我々としては、東京の空気が全権団に対する信頼感がなくなつてきているこの際、ちやぶついで、特使を出したりすることは、却つて全権団の地位をなくする、静観するより仕方がない、ちやぶついたら却つて逆効果だといふので、そういう動きを止めることにした訳です。愈々二十五日になり、そうするとサンフランシスコ条約の発効が二十八日です。どうにか決めなければならぬ段階にきている訳です。二十五日にはりますと、台湾のUP電として、サンフランシスコ条約の発効した翌二十九日を期して国府は交渉の打切りを日本に申し出るということ

で、これは幾分謀略的情報だったのではないかと思うのです。他方こちらは毎日局長から電話があるのですが、昨日は、この案を支那側のまなかつたら大転換だといっているのです。これは十条案のことだと思うのです。二十六日になつても、強気で押せというし、一方支那側で打切るかも知れないという情報が出て、切迫した雰囲気にあつたのです。ただ国府にサンフランシスコ条約発効の二十八日まで、その当時は調印が出来るとは思わなかつたのですが、ともかく全面的に全部妥結したという発表だけでも出来ればしたらいいという希望があるということが分つてきたので、その時まではこちらは最後案だといつて強気で押して対峙の恰好になつていっているものですから、その態度を保持して二十八日という日を見送つてしまふか—そうすると条約全般が流れる可能性があつたのですが—それともトランスファとトランスファラブルの相違の点を譲つて纏めるか請訓をする必要があるといつたので、二十六日至急便で最後の本省の腹を敲く請訓をした訳です。この時の電報もこの交渉の一つの歴史的なものになつています。(電文略)

こういう風に最後の本省の腹を敲いたので、要するに協力政権の財産の問題のワーディングに就きましてこちらが前述の譲歩をなし得ないならば、これを今次平和条約交渉の埒外に置きルーチンとして処理する。その代りワーディングの点を国府側の希望をいれてやるという案につき請訓した訳です。

そうした請訓をしておりますと、その晩頃から国府側が折れるのではないかという徴候が開始されたのです。二十六日の午前葉全権から中田君のところへ電話がかかつてきて、行つてみると、日本の漁船が台湾近海に進出してきているのですが、そこに機雷が沢山敷設してあり、危しい策戦の邪魔になるから拿捕したいが、今交渉がデリケートな段

階だから、どうしたものかと海軍から聞いてきた、そこで早く危険地帯から漁船を退避してくれといつてくる訳です。これは中田君を呼寄せて日本の態度を探る為であつたと思うのですが、その時中田君の印象では割合葉全権が弱気だ、そしてトランスファラブルの点に就ては断念めかけているというようなことであつたのです。一方本省からはさつきの全権団の請訓に対する訓令がきたのですが、本省はあく迄強気な訳です。特に《四二字不開示》しかし張群から軍閥外交だといわれた位で餘り良心的でないと思うのですが、全権団が本省に信頼を失つている段階では、外交の面からだけ理想的にゆけない点があり、本省から信頼を失つては後の請訓に就てもキャリア・ウエイトしない訳で、そこで不本意な強硬態度を採らざるを得なかつた訳です。なお右の訓令は従来からの態度を本質的には堅持している強いものであつたが、アンドとオアーの問題に就ては、小さい字句の修正の点は構わなといつて来ましたが、協力政権の財産問題に就ては、トランスファラブルという文句を変えてはいけない、平和条約の埒外に外してやる場合もいけないといつてきたので、ともかくその当日十時に木村さんと胡次長が会いまして、訓令通りに伝えた訳です。アンドとオアーの問題に就ては、これで両方の意見が纏まつたのですが、協力政権のトランスファラブルの問題は纏まらない、日曜日のごとで胡さんの自宅に行つて木村さんが話しているのですが、胡さんは一応部内で話して返事は電話で木村さんのところにするということ、電話をまつておつたのですが、中々胡次長から電話がかかつてこないのです。たゞこの午前中我々としては、さつき申しました昨夜の中田、葉会談で、国府が軟化しかけていっているという徴候があるのと、この日の胡、木村会談で胡次長が、若し今日中に実質的な妥結に入つたら、翌二十八日に調

印にもつてゆけるだろうか和日本側の国内手続の関係を念を押ししたのです。更に電話でもそのことを念を押ししてきたので、これは恐らく胡次長の腹は、ここらのところ支那側がトランスファラブルの点を折れたら、二十八日に調印ができるということで、国内の反対を押ししてしまう積りではないかと思つた訳です。この日の午後国府の条約局長と一寸した打合せに行つたのですが、その時も向うは二十八日に調印することを既定の事実としていようなくちぶりであつて、向うが愈々二十八日調印の腹を決めておるとすれば、協力政権の財産の問題は折れるのではないかと思つて、五時頃事務所に戻つたのですが、未だ胡次長からオー・ケーの電話がないのです。駄目かと思つていたら、五時五十分になつてオー・ケーがきたのです。この時の電話を聞いておつて愈々出来たということがわかつたので、やつと肩の荷がおりた次第です。直ぐこの晩九時に本会議を開いて、今迄の妥結した諸条項に就てコンファームするということになりました。ともかく五時五十分最後の妥結がついたのですが、色々な文書が間に合いかねた始末です。九時の会議では新聞記者など大勢やつてきてフラッシュをたくし、お祭り騒ぎになつて会議の後でウイスキーを出したり、胡次長と河田全権とで漢詩を交換したりして和氣藹々でありました。そして向うの印刷所で、外務省の飯室君が活字の組んだのをもつてきておつたので、徹夜で印刷をやつたのです。そこは向うの紙幣を印刷する工場であつたので、銃劔付の兵が警備しており一旦工場に入ると翌日迄出られないのです。一方交換公文とか、そういうタイプにするものには夜八時頃からタイプストをよんできて、午前三時頃迄かつたのですが、そういうことで一応準備は済んだ訳です。

なお、本会議から事務所に帰つたのは夜十二時頃にして、全権団員

全員乾杯して交渉の成立を祝したのですが、その後で木村さんと私を手を握つて交渉の成立を祝し合つたのですが、二人共涙が出て仕様がなかつたのです。七十七日の間色々な問題で随分全権団としても各方面から窮地に陥つたのですが、最後のところにもつてくる事が出来た訳で、非常にいい勉強になつたと思ひます。

翌日調印式が三時から総統の迎賓所で行われることになり、三時の調印ということになつていのですが、調印本書にリボンを通して封蠟をしたりするので中々時間が間に合わないのです。それを済ますと三時になつて、調印場に行くと三時十五分でありました。英文の文書に漢字で縦書きに署名するという変つた形式でした。漢字は墨で書くのですから中々乾かない、吸取紙を置いてなかつたので、支那側はどうしているかを見ると、ポケットから反古紙を取出してやつていのです。それでこちらは塵紙を吸取紙の代りに使つたのですが、風が吹いて塵紙は飛ぶし、冬のモーニングを着ているので気候と両方ですつかり汗をかいてしまつた次第です。調印式は二十分位で済んだのですが、七十七日かかつてたつたこれだけのことをやつたのかと思うと、何だか気が抜けたように思つたのですが、大体こういうことで終つた訳です。

最初お話しする時に申しましたように、私の話は大体この交渉の経過をお話して、特にその雰囲気やヴィヴィッドにお伝えすることによつて、将来諸君が交渉に当られる時のヒント・サジェスチョンになることを主眼にしましたので、条約の解釈などの問題に就きましては特にふれなかつた訳です。この話の中から諸君がポジティブ、ネガティブの両方の教訓を得られたかと思ひますし、私自身として色々感じたこともありますが、これについては寧ろ諸君が自らその経過を聞かれな

がら、自分の頭で感じられた教訓に委す方がいいのではないかと思います。もう一つ最初に申しましたように、私の話はどうしても現地の全権団としての見方に偏っていることは否定出来ないと思います。本省としては又本省としての見方もあり、全権団のやり方に対して批判もあり、気まづく思つた点も色々あつたと思います。私の話は、ですからあくまで全権団から見た楯の一面であるという風に思つて頂きたいと思ひます。こういう交渉をやるとどうせ出先におるとサンドウイッチになつてしまうので、これは何時の交渉でも同じですが、一般的にいつて、もともと日本は外交は下手だつたのですが、十年間の外交の空白によつて、外交的センス、タイミングの掴み方等についてのセンスは、現地、本省の両方とも欠けておつたと思いますし、特に電報を往復してそれによつてお互の意図を十分伝えるというような技術的な問題についても欠けてきている点があつたと思います。しかしとにかくこの交渉というものは日本が敗戦後初めて結んだ政治的インプリケーションの大きな条約です。最初にいつたように、二年間の電報暗号を二ヶ月間で打つたという訳で、電報量から見ても分りますように、機微を極めた交渉でありまして、将来外務省の条約交渉史の中で一つの記念と申しますか、記念碑になる交渉ではなかつたかと思つております。

漫談的に長々とお話しましたが一応打ち切りたいと思います。最初申しましたように内容の話は必ずここ限りにお願いします。

(総合政策学部教授・外交史)